

タイトル	韓国における地方政府によるマウルづくり政策とその比較
著者	内田, 和浩; UCHIDA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集, 65(3): 31-69
発行日	2017-12-30

《論説》

韓国における地方政府による マウルづくり政策とその比較

内 田 和 浩

1. はじめに

本論文は、平成 27 年度～29 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金（基盤研究 C）「韓国における地方政府による『まちづくり』政策と地域共同体の形成過程」（研究代表・内田和浩）における研究成果の一つである。本研究の課題設定において筆者は、韓国で「近年地方政府としての道・市（特別市・広域市）が競って独自の『まちづくり』政策を進めている」ことを上げ、「『縮小社会』において持続可能な地域社会の発展のために、大都市が地方政府としていかなる『まちづくり』政策を行っていくことが有効なのか。そして、住民自身の主体的な『まちづくり』による地域共同体形成はどのように行われていくのか。そのことを韓国で現在取り組まれている実践事例によるフィールド・ケーススタディによって実証的に明らかにしていきたい」と考えた。そして当初、フィールドとなる大都市（広域自治体で基礎自治体を有する）としてソウル特別市、大田広域市、釜山広域市の 3 つを考えていたが、結果として現在は 4 つのフィールド（ソウル特別市及び城北区、大邱広域市及び寿城区、大田広域市及び中区、忠清南道及び洪城郡）でフィールド研究を行っている。その理由は、筆者が 2015 年 3 月から 9 月まで大田広域市にある大田大学校地域協力研究院で在外研修を行ったことにある。その際筆者の研究テーマは、「韓国・忠清南道と日本・北海道のコミュニティ政策の比較研究～大都市と農山漁村における『限界集落』問題を視野に～」であった。そこでは韓国の農山漁村での「マウルづくり」にも興味を持ち、特に忠清南道の近年の「暮らしやすい希望マウルづくり」政策の進展に注目して資料収集を行い、基礎自治体として洪城郡も訪問し資料収集を行ってきた。また、大邱広域市の「マウルづくり」関係者とも出会い、地方政府側は積極的ではないが市民の側から「マウルづくり」を強く求めている事例を知るようになった。

本論文では、上記 4 つのフィールド研究の成果として 4 つの地方政府の「マウルづくり」政策の特徴を整理し、それぞれの進展状況とその比較を行っていく。

なお、ここで使用している「地方政府」とは、広域自治体としての道・市（特別市・広域市）を指している。韓国には、日本の都道府県にあたる道・市（特別市・広域市）は 18 あり、そのエリア内に 226 の基礎自治体（市・郡・自治区）がある。ただし、済州特別自治道と世宗特別自治市には基礎自治体はない。

2. 忠清南道・洪城郡のマウルづくり政策

(1) 忠清南道の概要

忠清南道は、韓国の中西部に位置する広域自治体である。西を黄海に面し、北を京畿道、南を全羅北道、東を忠清北道に接している。道の3分の1の面積は農用地であり、農業以外では漁業も重要な産業である。道庁所在地だった大田が、1989年に大田直轄市（1995年に大田広域市と名称変更）として広域自治体となり忠清南道から分離し、2012年7月には燕岐郡等が世宗特別自治市となり分離して、現在の8市7郡の基礎自治体を有する忠清南道となった。また、道庁はその後大田に置かれていたが、2012年12月末に洪城郡洪北面内浦新都市に移転した¹⁾。人口は、2,114,284人で920,129世帯（2017.10月末現在）、面積8,204.71 km²である。

(2) 忠清南道の政策

忠清南道は、前論文²⁾でも詳しく述べたように、アン・ヒジョン道知事が2010年初当選した際、革新道政方針として「農漁村、農漁業、農漁民が快適に暮らせるようにする3農革新」、「公職者自らの尊重と革新を通じ政策の品質を高める行政革新」、そして「積極的な参加と疎通を通じ道民を道政の真の主人として仕える自治分権革新」を掲げ、2011年12月からは「忠南型暮らしやすい希望マウルづくり」事業を本格的に推進し、2012年12月には「忠清南道暮らしやすい希望マウル支援条例」³⁾を施行してきた。

「忠南型暮らしやすい希望マウルづくり」事業とは、忠清南道内全市郡にある4544行政里（2011年当時）の農山漁村マウルに対して資源と住民の発展力量を評価した上で、4種類の推進モデルに分類し、それぞれオーダーメイド型の発展を支援育成しようという取り組みであった。それは、1段階として2014年までに「希望（若芽・花・果実）マウル」を50%以上に向上させ、2段階として2020年までに100%に改善する計画を立て進められていった。

そして、2014年7月にスタートした民選6期のアン道知事では、マウルづくり政策全般にわたった点検と新しい方策が必要になった。そこで、全羅北道鎮安郡での「住民主導ボトムアップ式マウルづくり」を主導してきたグ・ジャイン博士を、2015年3月忠南発展研究院（現・忠南研究院）農業農村研究部責任研究員として招き、忠清南道のマウルづくり理論の開発と現場志向的政策の発掘、そして民官協力システムの構築を要請したのである。したがって、アン知事の民選6期特に2015年からの「忠南型暮らしやすい希望のマウルづくり」事業の2段階は、グ博士の分析と提案が反映され進められていった。グ博士は、2015年度中に新たに採用された忠南研究院の2人の研究員とともに、忠清南道庁内の駐在研究室に勤務しながら、15市郡のマウルづくり事業への支援とコンサルティングを行い、2016年10月には「忠清南道暮らしやすい希望マウル支援条例」第12条に基づいて、グ博士をセンター長とする「忠南マウルづくり支援センター」（忠南研究院が受託）が設置され、15市郡のマウルづくり事業への支援とコンサルティングがさらに強力に進められている。なお、忠清南道庁の行政部局では、農政局農村マウル支援課

1) 洪北面は、2017年8月1日に洪北邑に昇格した。韓国では、基礎自治体の下に行政区として区・洞・邑・面が置かれているが、大きな市には区とその下位に洞が、一般の市や広域市の自治区には洞が置かれ、郡には邑・面が置かれている。そのうち面は農山漁村地区に邑は人口が多く市街地を持つ地区に置かれている。

2) 拙稿「韓国・忠清南道におけるマウルづくり政策とその課題」（北海学園大学経済学会『経済論集』第63巻第4号、2016年）を参照。忠清南道や洪城郡の概要についても同論文を参照。

3) 前掲拙稿p21に条例文掲載

マウルづくりチームが担当している。

また、15市郡それぞれにも中間支援組織である「マウルづくり支援センター」が設置され、それらと連携しながら、忠清南道による基礎自治体へのマウルづくり支援が積極的に行われている。

(3) 洪城郡の概要

洪城郡は、忠清南道西部にあり忠南西海岸の中心地であり交通の要所である。人口 101,487 人・44,722 世帯（2017.10 月末現在）、面積 443.97 km² の基礎自治体である。行政区として現在 邑 3 面 8、そして 336 の行政里（いわゆる「マウル」）がある。洪城郡は、2012 年 12 月末に忠清南道庁が郡内洪北面（当時。現在は洪北邑）に移転してきて「内浦新都市造成」が行われているが、農業を主体とする農村部が中心であり、農業人口は人口の約 3 割を占めている。

(4) 洪城郡の政策

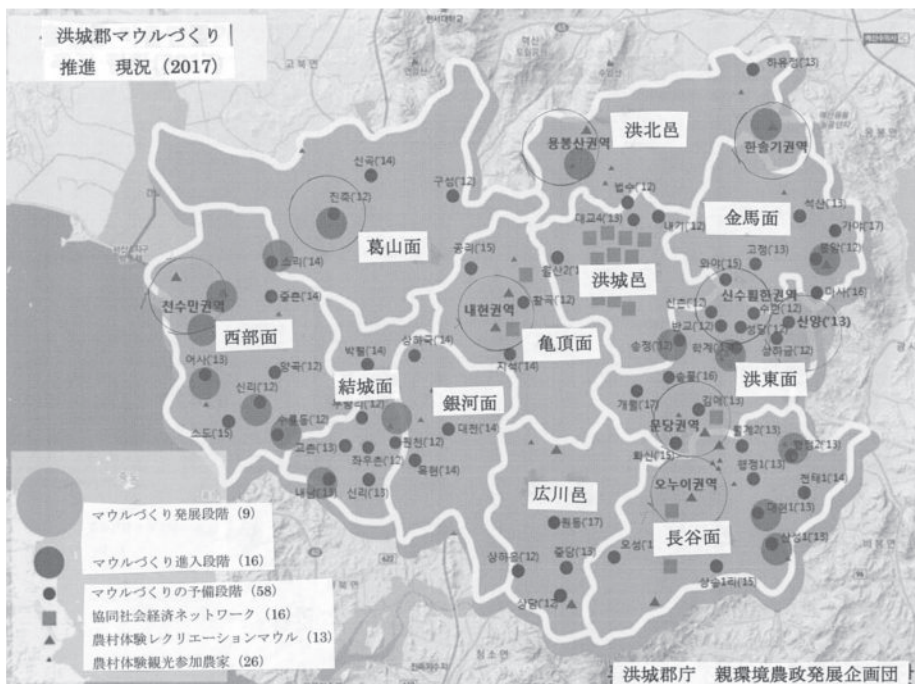
洪城郡は、忠清南道のマウルづくり政策が始まる前（2000 年）から、洪東面ムンダン里において全国初の有機農業による生態的マウルづくりに取り組んでいた。その後、以下の三段階でマウルづくりが行われていると整理することができる。

①胎動期（～2009 年）

- ・圏域事業（ムンダン [2005 年～2009 年]、ネヒョン [2009 年～2013 年]）、情報化マウル、山村先端マウル、農村伝統テーママウル等、政府事業を活用してマウルづくりを開始。

②拡散期（2010 年～2013 年）

- ・親環境農政発展企画団が発足（2011 年 10 月）し、洪城郡農業・農村発展のための自治的な農政発展対策を樹立。内発的な発展を政策方向として設定
- ・圏域事業（ハンソルギ [2010 年～2015 年]、チョンスマン [2011 年～2015 年]、ヨンボンサン



出典：洪城郡庁親環境農政発展企画団の資料を筆者が一部翻訳

[2012 年～2015 年])

- ・ 忠清南道「暮らしやすい希望マウルづくり事業」を積極的に導入し、予備マウル力量強化を開始(2012 年)・地域内の多様な民間団体と行政部署との相互交流及びネットワークを模索し、「洪城通」を開始(2013 年)。

③ネットワーク構築期(2014 年～)

- ・ 圏域事業(オヌイ[2013 年～2017 年], シンスヒョナン[2014 年～2017 年])
- ・ 市郡力量強化事業を活用してガバナンス運用及び中間支援組織学習(2014 年)
- ・ 中間支援組織設立のため民間ネットワーク構築と関連支援条例制定等, 行政システム準備(2016 年)

しかし、当初 2016 年度初めに発足するはずであった中間支援組織の「マウルづくり支援センター」は、郡議会で条例制定否決が相次いだ⁴⁾。そして、やっと 2016 年 10 月 16 日に「洪城郡暮らしやすいマウルづくり支援条例」(条例文は資料編を参照)が制定され、2017 年 1 月に郡内にある青雲大学の施設に「洪城郡マウルづくり支援センター」が設置されたのだった。

同センターは、2016 年 11 月～2018 年 12 月の 2 年 2 ヶ月を事業費:280,000,000 ウォンで社団法人「地域協力ネットワーク」が受託した。センターには、4 人の常勤職員が勤務しており、中間支援組織として行政と民間を繋ぎ、条例 28 条に基づき、以下のような事業を行っている。

①マウルづくり事業地区に対する日常的支援②マウルづくり事業地区に対する住民教育およびマウルコンサルティング③マウルづくり事業地区調査および統計情報収集と整理④マウルづくり広報と疎通のための情報誌製作と配布⑤国内外のマウルづくり訪問客対象の見学案内および研修⑥マウルづくり事業地区と関連民間団体の間のネットワーク構築⑦マウルづくりの調査および研究事業⑧その他に行政が委託した事業およびマウルづくりに必要な諸般分野に対する支援事業。

センターの組織図・関係図は、以下の通りである。

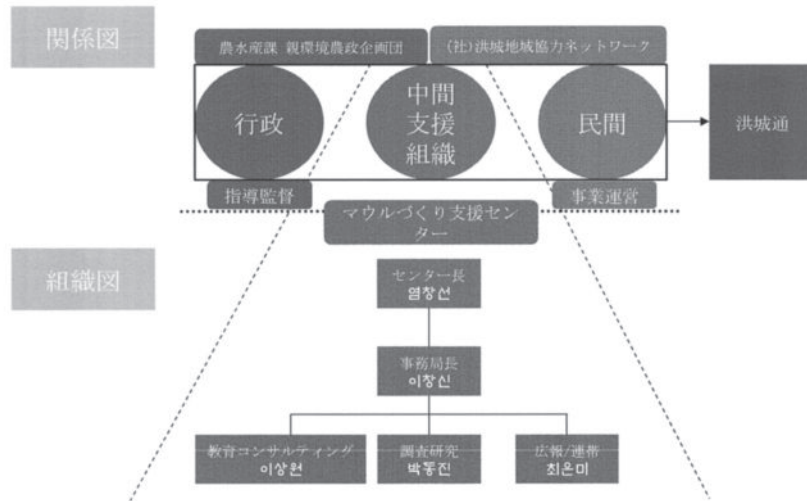
マウルづくり支援センターの発足により、洪城郡庁の行政担当部局は農水産課農政チーム親環境農政企画団担当となった⁵⁾。

4) 2015 年度中の郡議会の様子は前掲拙稿 p 12～p 13 を参照。さらに 2016 年 5 月 20 日の洪城新聞には「マウルづくり条例を早く制定しなさい」という見出しで、「洪城郡議会が、昨年マウルづくり中間支援組織構築費予算を重ねて削減したのに相次ぎ「洪城郡暮らしやすいマウルづくり条例案」を今年までに三回審査を拒否したことは、誰も理解することができない。郡議会産業建設委員会が、議案を保留させている理由は二つだと言う。一つは、洪城郡親環境農政企画団で公務員がその役割を担えば良いのに、どうして別途組織をつくる必要があるのか。もう一つは、地域協力ネットワークに 2 年間予算を支援する(注:マウルづくりの中間支援組織を委託する予定)のに、2 年後はどのようにするつもりなのか問題である、と言うことだ。」(中略)「郡議会が地域協力ネットワークの 2 年後運営まで心配する事ではない。郡の事業は、公募を通じて委託事業者を決める。民間コンサルティング会社であるそのネットワークに委託しないこともある。今、常勤職員を置いて他のコンサルティングを受けて事業を遂行している彼らの 2 年後を心配して、郡庁が組織を作らないと言うのはどうなのか?」(中略)「産業建設委員会は、自分たちの委員長が発意した案件を 2 年間も審査さえ拒否した行為も、正常な常任委員会かどうか疑心が湧く。洪城郡議会産業建設常任委は、まだ意地悪して暮らしやすいマウルづくり条例案を上程して通過させなさい。洪城郡内マウル全体の 23%である 79 個マウルが参加した希望マウル協議会を含めて 20 余団体が結成された協同社会経済ネットワーク、10 余個圏域発展協議会などが待っている。もし、今年度も成立せず忠清南道庁からの 2 年間予算 1 億 4000 万ウォンを返還することになれば、洪城郡の恥さらしだ。」(後略)と書かれている。

5) 当初は、副郡守がトップの親環境農政発展企画団。詳しくは前掲拙稿を参照。

支援センター組織

組織構成:5人(常勤4人、非常勤1人)



出典：洪城郡マウルづくり支援センター事業計画（2017.2）

3. ソウル特別市・城北区のマウルづくり政策

(1) ソウル特別市の概要

ソウル特別市は、韓国の首都である。1392年に建国された朝鮮王朝の首都・漢城府から、1910年からの日本統治時代（韓国では日帝時代）には京城府と呼ばれた。1945年8月15日の「解放」後、ソウル市となり、京畿道に属したが1946年に分離し「ソウル特別市」となった。韓国の地方自治制度が確立していく過程で、1988年の地方自治法第7次改正に伴い「直轄市」（後の広域市）が誕生し、大都市が広域自治体となりその元に基礎自治体（自治区）を置く制度が出来た時、ソウル特別市という広域自治体となり、現在では市内に25の自治区がある。人口は、10,158,411人で、4,219,001世帯（2017.9月末現在）となっており、面積は605.2 km²である。

(2) ソウル特別市の政策

市民運動家のパク・ウォンスン氏が、2011年10月にソウル特別市の市長に当選し、パク市長による「マウル共同体の回復」が具体的な政策としてスタートした。2012年2月には5年間にわたる「マウル共同体基本計画」がつくられ、同年3月15日「ソウル特別市マウル共同体づくり支援等に関する条例」⁶⁾が制定された。そして、同条例に基づいて同年11月には「ソウル特別市マウル共同体総合支援センター」が設置された。このセンターの初代所長には、ソウルの「市民型まちづくり運動」の成功事例として知られるソンミサンマウルで活躍したユ・チャンボク氏が就任（社団法人マウルが受託）し、下からの市民運動と上からの行政による支援の協働による大都市におけるマウルづくりの動きとして注目された。市庁には、市長直轄の行政部局としてソウル革新企画官地域共同体担当官が置かれ、市のマウルづくり政策を担当している。

6) 前掲拙稿 p 17 に条例文掲載



出典：韓国観光公社ホームページ「ソウル特別市」

パク・ウォンスン氏は、2014年6月の市長選挙で再選し、ソウルにおける「マウル共同体づくり」の実践は引き続き市民に支持され、現在はその第2段階に入っている。

マウル共同体総合支援センターは、施設としては2012年8月23日にオープンし、「ウリマウルプロジェクト」という公募事業を行っていった。ソウル全市でマウル共同体づくりに取り組む団体が申請し、一件150万ウォンから500ウォンの支援を行うものである。また、マウル活動家への支援も行っていく。マウル活動家とは、「ウリマウルプロジェクト」の事業費支援を受けて活動するマウルの担い手のことであり、第1段階として「訪問教育」を行っていった。活動家たちがマウルで活動できるように「チャラナム学校」という名前で各区を訪問して開催するものだ。チャラナムとは、成長するという意味である。他にもセンターとして、青年活動者支援事業や文化福祉とマウルづくりを繋ぐ事業も行っている。2013年度からは、「チャラナム学校」出身者のネットワーク事業を進めていくとともに、「ウリマウルプロジェクト」の成長過程を研究している⁷⁾。

その後、センターでは2014年度までは上記のように各区単位に直接的にマウル共同体づくり

7) ここまでの話は、2013年3月11日にソウル特別市地域共同体づくり総合支援センターを筆者が初めて訪問した際、同センターの経営支援室職員チョン・ミンジュ氏へのインタビューから整理したものである。当時、センターにはセンター長、事務局長の下、経営支援室、マウル支援室、マウル企画室の3室が置かれ、社団法人マウルから雇用された26人の常勤職員が勤務していた。その他に外部協力者としてマウル相談員が50人、マウル企業を支援する職員（ソウル市から報償費が支払われる）が25人いた。常勤職員は20才代～50才代で、管理職の多くはマウルでの活動歴が10年以上の活動家だという。



(出典：城北区ホームページ日本語版より)

を支援していたが、2015 年からは第 2 段階へと発展している。すでに市内 25 自治区のうち、2013 年度には 6 区でマウルづくり支援センターが設置されていたが、2014 年度には 18 区で設置され、2015 年度には 22 区となり、最終的には 25 区すべてに設置されて行った。そして、そのセンターもマウルづくり支援センターだけでなく、社会的企業支援センター・移動住民センター等を一つのセンターに統合して中間支援組織のガバナンス強化を進めているのである。したがって、マウルへの教育や直接的な支援は区毎のセンターが担い、市のセンターは中間支援組織の職員研修や新しい政策開発等に変化しているという⁸⁾。

(3) 城北区の概要

城北（ソンプク）区は、ソウル特別市北部にある基礎自治体である。区のホームページには、「城北区は、首都ソウル特別市の都心と東北部地域を連結する要地で、城北区という名前は文字どおり地域が都城の北に位したことから由来した。北西には北韓山が位置し、東西には貞陵川と城北川が流れていてソウル城郭、貞陵、ガンソン美術館などの多様な遺跡地と文化財がある秀麗な自然環境の中に歴史と文化が生き呼吸する都市だ。また 8 つの大学を含む多くの名門学校が位

8) ここまでの話は、2015 年 9 月 24 日にソウル特別市地域共同体づくり総合支援センターを訪問し、同センターマウル生態系チーム長のイ・ファヨル氏へのインタビューから整理したものである。その際、イ氏より先駆的な取り組みとして城北区を紹介された。

置している。知性と教養がいっぱいの教育都市であるとともに、45か所の外国大使館があつてグローバルな文化が交わるおもしろい地域でもある」と紹介されている。

人口は、458,261人で187,822世帯(2017.9月末現在)となっており、面積24.57km²である。その中に20の行政洞がある。韓国では、基礎自治体である市・区の下に行政洞という行政区画がある。同じ洞でも住所表記としての法定洞もある。行政洞には、洞住民センター(旧称は洞事務所)が置かれ、地域住民に行政サービスを行っている。また地域住民の自治活動の拠点として住民自治センターが置かれている。行政洞と法定洞が一致するところもあるが、複数の小さな法定洞を一つの行政洞がまとめて管轄したり、広い法定洞を複数の行政洞に分割したりすることもある。

(4) 城北区の政策

ソウル市内で最初に「マウルづくり支援センター」を設置したのが城北区である。2011年10月に「城北区暮らしやすいマウルづくり支援条例」(条例文は資料編を参照)ができ、2012年に「センター」を設置して民間委託した。ソウル市のパク市長による政策よりも先に、城北区ではマウルづくり政策を始めていたのだった。キム・ヨンベ城北区長は、2010年に初めて区長になったが、このキム区長が条例をつくり、センターを民間委託したのであり、この政策がソウル市に移入されたという。

経緯として、2012年に区からの受託で民間の「マウルづくり支援センター」ができ、同年まったく別にソウル市からの受託で「社会的経済支援団」が出来た。それが2015年4月に一つになって、区受託としての「城北区マウル社会的経済センター」⁹⁾となった。そして、センターが受託して同年7月から「移動住民センター」(正式名は「探していく洞住民センター」)事業がスタートした。この事業は、洞住民センターの施設内ですべてできないので、洞の福祉事業を出前で洞職員と訪問活動をする事業である。

2015年7月以降のセンターは、マウル共同体支援、社会的経済支援、マウル推進支援団の3つの機能を持っている。つまり、社会的経済事業とマウル共同体事業、そしてマウル推進支援団事業全部を包括して進めている機関となったのである。たとえば、地域住民3人以上でマウル計画団を作って、区の予算に反映できるしくみもあり、センターとして推進している。現在、センター職員は14人おり、内訳はマウル共同体支援3人、社会的経済支援3人、マウル推進支援3人、広報・事務行政・会計・建物管理・センター長各1人となっている。また、非常勤を必要に応じて3～4人雇用している。他にマウル活動を支援したり、コンサルタントをしたりしている非常勤が他の場所や地域で仕事をしている。現在、マウル計画団を20ある洞毎につくり、それぞれ50～60人集まれば洞毎のマウル計画をつくって行こうとセンターとして支援している。すでにマウル計画をつくっている洞もあるという¹⁰⁾。

また、区庁にはマウルづくりの行政部局として、企画経済局にマウル民主主義課が置かれている。マウル民主主義課は、2016年3月に設置された。それまで「マウル担当官」だったが、キム・ヨンベ区長は住民が直接政策を決めなければならないと考え、そのために間接民主主義ではなく直接民主主義が重要と考えた。それで担当課の名称を変えたという。どこかをまねたのでは

9) この位置づけについては、資料編の「城北区社会的価値実現への社会的経済基本条例(一部抜粋)」を参照。

10) 城北区マウル社会的経済センターでヤン・ヒョンジュンセンター長への聞き取り調査(2016年3月17日)より。この際、マウル計画づくりに取り組んでいる地区として、東仙洞を紹介された。

なく、区長はマウル民主主義という言葉に愛着を持っており直接自分で命名した¹¹⁾。マウル民主主義課には、マウル企画チーム・自治行政チーム・マウルメディアチーム・住民参加チーム・平生学習、マウル教育チームがある。

マウル民主主義課が進めるマウル民主主義では、大革新戦略として①公共分野革新②マウル計画③目覚めている市民養成④マウル情報の共有⑤民・官協力プラットホームが挙げられている。具体的には、マウル計画は8つの洞でモデル事業として進められている。マウルメディアでは、城北マウルメディアサポートセンターをつくりコンテンツ制作をサポートしたり、住民が作成した映像コンテンツを城北マウルテレビやケーブルテレビを通じて放送したり、城北マウルテレビではマウルニュース、トークショー、討論番組が放送されている。マウル市民教育では、城北マウル市民教育センターを設置し、民間団体への委託運営によりマウルと統合したマウル市民教育に特化した平生学習プログラムが行われている。住民参加予算制度は、区の予算編成過程に住民が直接参加することを保障する制度で、城北区では2011年度からスタートしている¹²⁾。

城北区には、その他に都市再生課と社会経済課がある。都市再生課はマウルづくりのハード面を担当し、社会経済課はマウル再生とマウルづくりを担当している。三つの課同士は、情報交換を行っているという¹³⁾。

4. 大田広域市・中区のマウルづくり政策

(1) 大田広域市の概要

大田広域市は、大韓民国の中央部西側にあり、20世紀初頭日本による朝鮮半島支配が強まる中で京城府（ソウル）と釜山を結ぶ京釜鉄道が開通した際大田駅ができ、駅周辺に日本人居留民が移住することで形成されていった街である。1932年には忠清南道庁が公州から大田に移り、忠清南道の中心地として発展を遂げてきた。1980年には、韓国政府は政府組織の一部をソウルから地方へ分散することを決め、大田の屯山地域（西区）が新興都市として開発され人口も急増していった。1989年には、大田直轄市（1995年から大田広域市に名称変更）となり、忠清南道から独立した広域自治体となった。

大田広域市には現在、中区・東区・西区・儒城区・大徳区の5つの基礎自治体がある。人口は、1,505,829人で、613,864世帯（2017.10月末現在）となっており、面積は539.8km²である¹⁴⁾。

(2) 大田広域市の政策

大田広域市では、2012年8月に当時のヨム・ホン Chol 市長が「大田型社会関係資本の育成」をめざす諸政策を掲げ、具体的には2013年3月市民向けに『社会関係資本を育む先導都市 大田の力 大田市民みんなが創っていきます』を示し、その中の柱として「大田型良いマウルづくり公募事業」がスタートした。2013年度には、全市5自治区内で226事業が採択され、総額6

11) ここまでの話は、2017年9月1日に城北区マウル民主主義課を筆者が訪問した際、同課マウル企画チームハン・ジョンミン係長へのインタビューから整理したものである。

12) 城北区行政パンフレット「マウル民主主義 城北」より

13) 前掲ハン・ジョンミン係長へのインタビューから

14) 大田広域市の詳しい概要については、拙稿「大都市における地域社会教育実践成立の可能性～地域コミュニティと担い手をめぐる日韓（札幌・大田）の比較～」(北海学園大学経済学会『経済論集』第60巻第3号、2012年)を参照。



出典：韓国観光公社ホームページ「大田広域市」

億4千58万8千ウォンが支出された。内訳は、AⅠ型（集まろう 地域住民間の関係網の形成・地域の再発掘をめざす学習会。200万ウォン）は全市5自治区で171事業が採択された。AⅡ型（集まろう 小規模の地域事業支援。500万ウォン）は、全市5自治区で50事業が採択された。B型（やってみよう 地域単位共同事業の試行。2千万ウォン）は、全市5自治区で5事業が採択された。また、同事業を実施していくために、2013年2月28日（同年7月10日一部修正）に制定された「大田広域市社会関係資本拡充条例」¹⁵⁾ 第13条の規定により「大田広域市社会関係資本支援センター」が設置された。同条例第14条で「市長は支援センターを効率的に管理・運営するために関連機関や法人、団体等に委託することができる」とされたため社団法人「草の根の人々」が受託して、2013年10月1日に中区大興洞の大田都市公社ビル3階に開設された¹⁶⁾。

しかし、2014年6月の市長選挙でヨム市長は引退し、新しく市長となったクォン・ソンテク市長¹⁷⁾は、以降のセンター予算を減額するとともに、市のマウルづくり政策を忠清南道庁移転後（2012年12月に洪城郡洪北面内浦新都市へ移転）の元都心地区を中心とした都市再生政策の一

15) 拙稿「持続可能な地域社会の発展と『まちづくり』の課題—韓国『大田型まちづくり』から—」（北海学園大学経済学会『経済論集』第62巻第3号、2014年）p34に条文掲載

16) 2017年9月には、東区中洞の旧・中洞住民センター（改築して現在の名称は「青春屋根裏」）2階に移転した。

17) なお、クォン市長は2017年11月14日に選挙違反による裁判で最高裁判所の有罪確定を受け、失職した。2018年6月の市長選挙までは副市長が市長代行となる。

つに位置付け、ヨム前市長のマウルづくり政策を後退させた。そして、市のマウルづくり担当部局は、都市再生本部都市再生課共同体支援担当となった（以前は、自治行政部行政課）。

しかし、当初発足3年後には同センターを2015年6月24日に開設した「大田広域市都市再生支援センター」の一部門として合流させる予定であったが、2016年10月の再委託ではそのような変更は行われず、社団法人「草の根の人々」が引き続き受託（2019年9月まで）している。

同センターでは、マウルづくりリーダーのための「マウル始まり学校」や「マウル活動家フォーラム」等を開催するとともに、自治区毎のネットワークづくりを支援している。

(3) 中区の概要

中区は、大田広域市の中心に位置した地域で、大田唯一の公園地帯である宝文山（ポムンサン）の下に広がる平地と西は大徳区を起点に流れる柳等川を境にして、大田の旧市街地の繁華街を横切る大田川の西側に位置している。大田駅前通りの大田川に架かる木尺橋を超え、旧忠清南道庁に向かっていく通りの両側の地域は「元都心（ウォンドシム）」と呼ばれ、近代建築物が多く残っており日本統治下の名残も見られる。最近では、芸術と文化の街として若者たちで賑わっている。人口は、249,872人で104,495世帯（2017.10月末現在）となっており、面積62km²である。その中に17の行政洞がある。

(4) 中区の政策

中区では、区として特別なマウルづくり政策は見られない。大田広域市が行っている「大田型良いマウルづくり」事業を総務課や洞住民センターが支援しているという状況である。一方、元都心地区が中区の中心地にあり、中区にとっても元都心の再生は大きな課題であり、区の都市活性化政策の一つとして、市と協力しながら、時には対抗しながら取り組んでいる。

中区でも、「大田型良いマウルづくり公募事業」に多くの団体が申請し採択されており、大田広域市社会関係資本支援センターの支援を受けながら、マウル活動家たちが「中区マウルネットワーク」を結成し、交流や研修などを行っている。

5. 大邱広域市・寿城区のマウルづくり政策

(1) 大邱広域市の概要

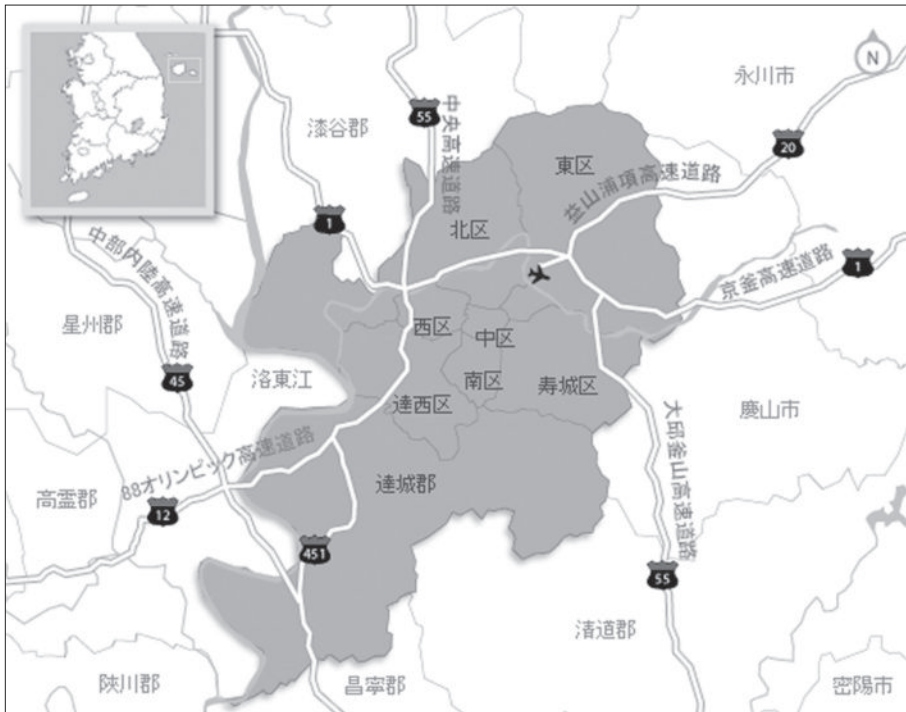
大邱広域市は、韓国の南東部にあり、朝鮮王朝時代から慶尚道の中心地として栄えており、1896年から慶尚北道庁が置かれていた。しかし、1981年には大邱直轄市となり（1995年から名称変更により、大邱広域市）慶尚北道から離れて広域自治体となった。しかし、その後も慶尚北道庁は大邱に置かれ、2016年2月に慶尚北道安東市に移転した。現在、ソウル、釜山、仁川に次いで韓国で4番目の人口であるが、仁川はソウルのベッドタウンとしての性格も強いいため、実質的には「韓国第3の都市」と言われている。

大邱広域市には現在、中区・東区・西区・南区・北区・寿城区・達西区・達城郡の8つの基礎自治体がある。人口は、2,478,236人で、1,003,058世帯（2017.9月末現在）となっており、面積は883.57km²である。

(2) 大邱広域市の政策

大邱広域市では、市長の政策としてマウルづくりが始まったのではなく、「市民の力」が強く「マウル共同体づくり支援センター」は、行政から市民団体への委託という形で行われている。

大邱では、1990年代から市民運動の歴史があり、女性や人権問題等も2005年～2007年頃から



(出典：韓国観光公社ホームページ「大邱広域市」)

活発だった。大邱では、いつもセヌリ党（パク・クネ大統領時代の与党）が市長だった。2003年に地下鉄ができて、2004年から2005年に具体的なマウルに入って生活実態を知ろうと、市民運動家たちが行政権力監査を行い、市民社会対策会議を結成した。そして、行政への批判だけでなく市民の生活の場に直接入り、各マウルでの地域活動を行って来た。2009年に地方NPOセンターが釜山・光州に出来たので、大邱でも市に予算を要求したが、市は予算をつけなかった。それで、そのメンバーたちが2009年に社団法人「大邱市民センター」を設立した。その後、5年間くらい市にセンター条例を作るように働きかけ、2013年11月11日「大邱広域市マウル共同体支援などに関する条例」（条例文は資料編を参照）が出来た。それで予算付けが始まり、大邱のマウルづくりは2014年4月から本格的に始まった。2014年6月に民選6期の現市長が当選したが、前からの流れを踏襲し、2015年7月に「大邱広域市マウル共同体づくり支援センター」が出来て、社団法人「大邱市民センター」が事業費と1人分の人件費を市から受けて3年間委託されている¹⁸⁾。

センターの具体的な支援事業として、「大邱型マウルづくり公募事業」があげられる。これは、これから新しくマウルづくりをする人々を支援する事業であり、各区からマウルづくりを始めようとする組織・団体を募集して、1事業に対して100万ウォン以内の予算を支援するとともに、活動家の養成・支援、ネットワーク化を計るものである。また、大邱の特徴的な事業として「大

18) 大邱広域市マウル共同体づくり支援センターでキム・ヨンスクセンター長への聞き取り調査（2016年3月11日）より



(出典：https://ja.wikipedia.org/wiki/寿城区より)

邱市マウル事業専門公務員育成教育」がある。これは、毎月1回二日ずつ大邱市内各自治区の洞住民自治センター公務員40人余りを対象にして、マウル共同体に対する理解、マウル共同体と社会的経済、住民疎通法、マウル共同体現場探訪等を内容とした教育を行っている。マウル共同体づくりを民と官とが協力して行っていくために実施している。センターでは、この教育を通じてマウル事業担当公務員たちが、現場で住民たちのマウル共同体事業に対してより積極的に支援するようになってほしいと取り組んでいるのである。

大邱広域市庁の行政部局は、自治行政局自治行政課自治協力チームが担当している。

(3) 寿城区の概要

寿城区は、大邱広域市の中央部東側に位置する地域にあり、大邱でも最も古くから人々が生活していた地域といわれている。寿城という地名も、朝鮮王朝時代から800年以上変わらず使用されており、現在も裁判所や検察庁、教育庁、警察庁、労働庁といった公的機関が密集する大邱の行政機能の中心地となっている。また、大邱空港、東大邱駅、高速バスターミナル、京釜高速道路東大邱IC等が所在し、新大邱釜山高速道路(寿城IC)につながる交通の要衝となっている。面積の74%に上る緑地、寿城池や汎魚川、旭水川といった生態河川、汎魚公園といった憩いの空間があり、「大邱一快適な住宅地」とも言われている。

人口は、442,535人で165,069世帯(2017.9月末現在)となっており、面積76.46km²である。その中に23の行政洞がある。

(4) 寿城区の政策

寿城区では、2010年度に国の都市再生法が出来て、同年に区の都市再生事業の計画が出来た。イ・ジヌン区長が、2010年7月に就任して「ハッピータウンプロジェクト」が2010年7月から計画されたが、具体的な事業は2012年からスタートした。すでに第1次は2014年12月で

終了しており、第2次が2015年1月から「寿城名品単独住宅地造成事業」として始まっている(2018年12月まで)。

「ハッピータウンプロジェクト」の事業費は総40億ウォンで、国から20億ウォン市から10億ウォン区から10億ウォンである。事業地区は、晩村1, 2洞, 泛魚2洞, 上洞の一部地域であり、これらの4地区が選ばれたのは、高層ビルやアパートが多い寿城区の中でこれらが低層単独住宅密集地域であり、駐車場もなく公共空間も少なく人口減少地域だったからである。

「寿城名品単独住宅地造成事業」の事業費は、総41.4億ウォン。国から20.7億ウォン市から10.35億ウォン区から10.35億ウォン。また、2016年度から4か年継続事業として「トゥラン路プロムナード幸せマウル造成事業」を計画しており、上洞の中通りに車幅を縮小して、内路幅の調整したプロムナードを構築(幅10m長さ600m)する予定であり、トゥラン路の商圈活性化及び地域の名所化を推進する。

このように寿城区では、都市再生事業の一環としてマウル共同体づくりに取り組んでおり、ハード面の整備だけでなくソフト事業もセットで継続して実施している。

このようなソフト事業を支援するため、2013年12月30日に「寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例」(条例文は資料編を参照)を制定し、同条例に基づき2014年10月28日寿城区共に幸せな都市再生支援センターが設置され、社団法人知識プラス教育研究所が委託運営している。

センターでは、主に住民の共同体づくりにおける住民力量強化を行っている。区の資料によるとセンターの設置目的として「既存ハッピータウンの持続的発展と今後の都市再生事業地域の体系的で成功的な推進のための地域ガバナンスの構築」が掲げられている。事業概要として、運営期間:2014.10.28~2018.10.27。運営機関である社団法人知識プラス教育研究所に運営予算年間1億ウォン(区費)が支出され、3名の職員(センター長、事務局長、研究補助員)を配置している。センターの主要任務として、①都市再生活活性化地域住民の意見取りまとめおよび調整②住民参加および地域共同体活性化支援、力量強化プログラム運営③都市再生と関連した分析・評価・研究・報告④マウル/社会的企業育成および協同組合設立支援が上げられている。

区庁の行政部局は、都市局都市デザイン課都市再生チームが担当している。筆者は、フィールドワークの途中で幸運にもイ・ジヌン区長に直接お会いすることができ、本人から直接「なぜ、都市再生事業の一環としてソフト事業であるマウルづくりを進めているのか」のを聞くことができた¹⁹⁾。

区長に当選して7年目(筆者注:2期目。2010年から)になる。もともと大邱広域市の職員であり、寿城区の副区長も務めた。区長になる前の公約として「コミュニティセンターづくり」を掲げた。当選後、日本に視察しに行った。大阪で会った人から「ハード整備だけでなく、ソフト事業が重要だ」と聞いた。公務員たちはハード面に慣れていて、私がソフト面を強調したら否定的だった。しかし、繰り返しソフト面を強調した。すると公務員たちの固定的な施設づくりの考えが変わってきた。これから区全体に中心センターを、トンネごとに

19) 2017年8月31日、寿城区上洞でのフィールドワーク中、イ・ジヌン区長と昼食を食べながらお話しする機会があり、その時の会話を許可を得て録音しテープ起こした。

小さなセンターをつくる予定である。ハード面の整備は2年で終わるが、ソフト面は持続的に継続していかなければならない。公約を話す時、自らマウルの活力を高めることを強調したが、それはハードでなくソフト面のことだった。ハッピータウンを始めてみて、それまでの家の土地の価格が上がり、マウルの雰囲気も良くなった。マウルづくりは、教育から出発すると思っている。つまり平生教育と同じことだ。共同体と商業を支えるのは教育だと考えている。寿城区は教育を重要視している区。私は「地域は学校」だと思っている。地域資源である歴史や文化をストーリーテリングした後、絵本を作成して学校に配布している。寿城池は、日本・岐阜県出身の水崎林太郎に関係ある池だが、彼と池との話を元に絵本を作成して学校教育に生かしている。まもなく日本語版もできる。現在の学校教育は教科書中心で、地域社会と関係を持っていないことが問題だ。この地域で勉強しても大学はソウルに行く。それで自分の生まれた地域に考えを持っていない。この課題を地域の中で体験学習プログラム等を行うことを通じて、地域に対する考えを付けさせていきたいと思う。

このように寿城区では、イ区長の強力なリーダーシップによる都市再生（ハード面）と連動したマウルづくり（ソフト面）が推進されているのである。

6. 比較検討

このような4つの地方政府のマウルづくり政策について、以下の五つの視点から比較していく。

①広域自治体の政策と基礎自治体の政策との関係

まず農村部を中心とする忠清南道では、知事の強力なリーダーシップの下マウルづくり政策が進められており、洪城郡でも議会の反発が繰り返し行われながらも道の支援を受ける形でのマウルづくりが進められている。

大都市のソウル特別市と城北区の関係では、両自治体とも首長のリーダーシップによるマウル共同体づくりが政策として進められ、特に城北区は市の政策に先行する形で進んで来たことが特徴といえる。それに対して、大田広域市では前市長の政策として「社会関係資本拡充」という視点でマウルづくりがその手段として位置付けられたが、市長が交代すると「都市再生」の一つとしてマウルづくりが位置づけられ、政策の方向が変化した。一方、中区ではマウルづくりの明確な政策はあまり見られず、「都市再生」の中で処理されているように見える。さらに、大邱広域市では市長及び市の政策としてではなく、市民運動の盛り上がりの中でマウル共同体づくりが進められてきた。一方、寿城区では区長による「都市再生」政策の一環としてマウルづくりのソフト事業も位置付けられ、市とは独自の展開が見られる。

このように見ると広域自治体と基礎自治体との関係では、ソウル特別市と忠清南道では首長によるリーダーシップとそれに呼応した基礎自治体の動きと関係が見える。しかし、大田広域市では首長の交代もあり、リーダーシップは見られないが、基礎自治体側にも政策的な動きは見られない。一方、大邱広域市は首長には明確な政策は見られず、市民側からの政策づくりが行われており、基礎自治体の政策とも連動していない。そして寿城区では、区長のリーダーシップによる独自の政策が行われている。

②条例及びセンターの特徴

忠清南道では、「暮らしやすい希望マウル支援条例（12.12.31）」がつくられ、条例に基づくセ

ンターは、2016年10月に「マウルづくり支援センター」として設置された。センターの役割は、各市・郡の「マウルづくり支援センター」等と協力しながら、マウルづくり事業への支援とコンサルティングを行うことである。洪城郡でも、「暮らしやすいマウルづくり支援条例(16.10.16)」がつくられ、「マウルづくり支援センター(17.1)」が設置された。センターは、行政と民間を繋ぐ中間支援組織として位置付けられた。

ソウル特別市では、「ソウル特別市マウル共同体づくり支援等に関する条例」(2012.3.15)が制定され、同条例に基づいて「ソウル特別市マウル共同体総合支援センター」(2012.11月)が設置された。城北区では、「城北区マウルづくり支援条例」(2011.10.21)が制定され、同条例に基づき「城北区マウルづくり支援センター」(2012.10.28)が設置され、2015年4月に「城北区マウル社会経済センター」に名称変更された。ソウル特別市でも、現在はマウル共同体づくりと社会経済を関連させた支援を行っている。

大田広域市では、「大田広域市社会関係資本拡充条例」(2013.2.28)が制定され、同条例に基づき「大田広域市社会関係資本支援センター」(2013.10.1)が設置された。大田広域市では、他とは異なりマウルづくりを社会関係資本との関係で位置付けていた。一方中区には、同様な条例・センターは制定されていない。

大邱広域市では、「大邱広域市マウル共同体支援などに関する条例」(2013.11.11)が制定され、同条例に基づき「大邱広域市マウル共同体づくり支援センター」(2015.7)が設置された。寿城区では、「寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例」(2013.12.30一部改正, 2015.1.1施行)が制定され、同条例に基づき「寿城区共に幸せな都市再生支援センター」(2014.10.28)が設置された。寿城区では、都市再生の一環としてマウル共同体づくりが位置付けられた。

比較すると、センターの性格には、マウルづくりと社会経済を関連させたタイプ(ソウル、忠清南道も)とマウルづくりと都市再生を関連させたタイプ(大邱・寿城区、大田も)があることがわかる。ただし、大田の場合は前市長は社会関係資本との関係でマウルづくりを捉えており、他とは少し異なる視点が見られた。

③センターの担い手

忠清南道では、忠南研究院(道の外郭団体)が受託しているが、洪城郡では社団法人地域協力ネットワークが受託しており母体は市民運動団体である。

ソウル特別市では、センターの初代所長には、ソウルの「市民型まちづくり運動」の成功事例として知られるソンミサンマウルで活躍したユ・チャンボク氏が就任し、社団法人マウルがつくられ受託した。このことは、下からの市民運動と上からの行政による支援の協働による大都市におけるマウルづくりの動きとして注目された。城北区では、「共に暮らす城北社会的協同組合」が受託しており、母体は市民運動団体である。

大田広域市では、社団法人草の根の人々が受託して運営している。母体は、市民運動団体である。

大邱広域市では、市民運動団体である社団法人大邱市民センターが事業費と1人分の人件費を市から受け委託されている。寿城区では、社団法人知識プラス教育研究所が委託され運営している。これは、既存の民間教育団体である。

中間支援組織としてのセンターの在り方としては、ソウルのセンターが見本となって全国に広がって行ったとみることができる。

④担当行政部局

忠清南道では、農政局に「農村マウル支援課マウルづくりチーム」が設置され、知事の政策を支えている。一方、洪城郡では当初副郡守をトップとする親環境農政発展企画団（専門職の契約公務員2人を採用）を設置したが、現在は農水産課農政チームの中に「親環境農政企画団担当」として配置している。

ソウル特別市では、市長直轄の「ソウル革新企画官地域共同体担当官」が設置されており、城北区でも企画経済局に「マウル民主主義課マウル企画チーム」が設置され、首長の強いリーダーシップを見ることができる。

大田広域市では、「都市再生本部都市再生課共同体支援担当」が担当となっているが、中区では明確な担当部局が明らかになっておらず、安全都市局の「都市活性化課都心活性化担当・都市再生担当」や各行政洞の住民センターを所管する総務局「総務課」で担当していると思われる。

大邱広域市では、自治行政局の「自治行政課自治協力チーム」が担当しているが、寿城区では都市局の「都市デザイン課都市再生チーム」が担当している。

このように担当行政部局は、自治体個々の重点政策や他の政策との関わりとの関係で位置づけが異なっている。

⑤首長の関わり方と政治的立場

首長の関わり方と政治的立場を整理すると、忠清南道のアン・ヒジョン知事は、マウルづくり政策に主導的な関わりを持ち「共に民主党」（現・ムン・ジェイン大統領の政党）に所属しているが、洪城郡のキム・ソクファン郡守は、消極的で「自由韓国党」（セヌリ党（前・パククネ大統領の政党）から2017年に名称変更）に所属している。ソウル特別市のパク・ウォンスン市長及び城北区のキム・ヨンベ区長は、マウルづくり政策に主導的な関わりを持ち、「共に民主党」に所属している。大田広域市のクォン・ソンテク市長及び中区のパク・ヨンガプ区長は、消極的であるが「共に民主党」に所属している。大邱広域市のクォン・ヨンジン市長は、消極的で「自由韓国党」に所属しているが、寿城区のイ・ジヌン区長は、同じ「自由韓国党」でありながら、主導的で積極的な関わりを持っている。

一般的には、「共に民主党」の首長がマウルづくり政策に積極的と見られるが、大田広域市は少し特殊な事情もあり、積極性は見られない。

7. おわりに

本研究は、すでに最終年度の三年目を終えようとしている。欲張ってフィールドを4つとしたため、継続的にフィールドワークを行っている大田広域市や忠清南道はともかく、ソウル特別市と大邱広域市でのフィールドワークは昨年度やっと始まったばかりである。

現在、本研究でフィールドワークを行っているマウルは、以下の4カ所である。

- ・長谷面オヌイ圏域（忠清南道洪城郡）
- ・東仙洞（ソウル特別市城北区）
- ・石橋洞（大田広域市中区）
- ・上洞（大邱広域市寿城区）

今後もフィールドワークを続けて、個別のマウル共同体の形成過程と比較分析を深めていく。そのため、本研究をもう1年継続して進めて行く予定である。

資料編

ここには、次の条例を翻訳して参考資料として掲載した。

洪城郡暮らしやすいマウルづくり支援条例

城北区マウルづくり支援条例

城北区社会的価値実現への社会的経済基本条例（一部抜粋）

大邱広域市マウル共同体支援などに関する条例

寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例

洪城郡暮らしやすいマウルづくり支援条例

[施行 2016.10.06.]

(制定) 2016.10.06 条例第 2280 号

管理責任部署：農政分野

連絡署：041-630-1354

第 1 章 総則

第 1 条（目的） この条例は洪城郡の住民自ら暮らしやすく生活したいマウルをつくっていく自発的で創造的活動を支援して社会的経済と住民自治，農村観光，帰農帰村，平生学習などの領域と連係する暮らしやすいマウルづくりの活性化に必要な事項を規定することによって住民人生の質向上と地域社会発展に寄与することを目的とする。

第 2 条（定義） この条例で使う用語の意味は次のとおり。

1. “マウル” というのは住民たちの日常生活が成り立つ空間的概念と一緒に地域的に共同体，文化，経済など社会の一体感を持つ住民たちの集合体という社会的概念を総称するもので行政里単位に限定しない。
2. “マウルづくり” というのは住民自らが自らの発想で自分のマウルを暮らしやすい空間にするために共同で推進するすべての活動であり所得と景観，教育，文化，福祉，環境など人生の質向上のためのあらゆる分野を包括する。
3. “マウルづくり事業” というのは住民たちのマウルづくりを奨励するために予算が支援され推進されて推進中にある事業をいう。
4. “事業地区” というのはマウルづくり事業が推進され推進中にある一定のマウルあるいは圏域をいう。
5. “社会的経済” というのは公共の利益と社会的価値の実現を追求して財貨・サービスを生産，交換，分配したり消費したりする予備社会的企業，社会的企業，マウル企業，協同組合，自活企業，農漁村共同体会社，マウル共同体組織などの活動をいう。
6. “マウルづくり関連領域” というのはマウルづくりと直間接的に関連する社会的経済と住民自治，農村観光，帰農帰村，平生学習などの領域をいう。

第3条（基本原則） マウルづくりは次の各号の基本原則により推進する。

1. マウル共同体回復を基に住民の人生の質向上に寄与する。
2. 住民の参加をベースに住民が主導する。
3. 住民およびマウルの個性と文化の多様性を尊重する。
4. 住民・専門家・民間団体・行政機関などの相互信頼と協力を通じて推進する。
5. マウルの生態環境と調和を作り出して未来世代との共存を指向する。

第4条（郡守の責務） 洪城郡守（以下“郡守”という）は住民のマウルづくり事業を積極支援するべきで、マウルづくり活性化政策を持続的に推進しなければならない。

第5条（住民の権利と責務） ①住民は年齢，性別，出生地，社会または，経済的環境の差別なしに誰でものマウルづくり事業に参加する権利を持つ。

②住民は自らの責任と役割を認識して互いに理解を高めてマウルづくりに積極的に参加して暮らしやすいマウルをつくることに努力しなければならない。

第2章 マウルづくり基本計画樹立および事業支援

第6条（基本計画の樹立） ①郡守はマウルづくりに対する基本計画（以下“基本計画”という）を5年ごとに樹立しなければならない。

②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. マウルづくり活性化のための中長期構想と基本方向に関する事項
2. 行政推進体系整備，民官協力体系およびマウルネットワーク構築に関する事項
3. マウルづくりの段階的推進体系に関する事項
4. マウルづくりの特色ある事業発掘および推進に関する事項
5. マウルづくり民間団体支援およびネットワーク構築に関する事項
6. マウルづくり支援センター設置および運営に関する事項
7. その他マウルづくり活性化に必要な事項

③基本計画を樹立する時には関連主体の意見を事前に取りまとめて積極的に反映しなければならない。

第7条（施行計画の樹立） ①郡守は基本計画により施行計画を樹立して施行しなければならない。

②施行計画には各号の事項を含む。

1. マウルづくり事業と選定手続き，主な日程など細部計画に関する事項
2. マウルづくり関連領域事業課の連係に関する事項
3. マウルづくり支援センターに対する委託事業および予算に関する事項
4. その他にマウルづくりに関する必要な事項

③郡守は施行計画を樹立・施行する時には基本計画および洪城郡（以下“郡”という）の主な施策と関連するようにしなければならない。

第 8 条（事業の体系化と段階設定） ①郡守は各種のマウルづくり事業を支援額と予算出処、難易度などを基礎として明確に区分して各事業間の関係を総合的に考慮して体系的に支援しなければならない。

②郡守は選択と集中を通じてマウルづくり事業の効率性を高めて成功モデルを拡大するためにマウルづくり事業を力量段階別に支援する。

③郡守は新規で導入または指定されるマウルづくり事業がある場合にはこれを第 2 項により段階を区分して別に明示しなければならない。

第 9 条（支援事業） 郡守は次の各号のどれか一つに該当するマウルづくり事業に対し行政的支援ができて、予算の範囲で事業費を支援することができる。

1. 生活環境および公共施設改善事業など福祉増進事業
2. 住民主導のマウル共同体活動支援のための事業
3. マウル景観・生態環境の保全および改善事業
4. 住民の住居および福祉増進事業
5. マウルの文化・芸術および伝統・歴史の継承保全事業など地域特性事業
6. マウルづくりと関連した教育・コンサルティングなど住民力量強化事業
7. マウル企業および社会的企業支援
8. 都市農村交流および農産物直取引事業
9. その他マウルづくりに必要だと認められる事業

第 10 条（民間団体に対する支援） 郡守はマウルづくり民間団体活動を奨励するために次の各号の団体に対して組織の運営と共同事業に必要な経費の一部を予算の範囲で支援することができる。

1. マウルづくり事業地区および推進委員長が集まって構成された希望のマウル協議会
2. 都市・農村交流および農村観光を活性化するための農村体験観光協議会
3. 帰農帰村人の定着と地域活動を支援するための帰農帰農支援研究会
4. 社会的経済活性化のための協同社会経済ネットワーク
5. その他マウルづくりと事業を支援する民間団体

第 11 条（推進委員会） ①マウルづくり事業を推進しようとする事業地区は自主的にマウルづくり事業を専門担当できるマウル推進委員会（以下“推進委員会”という）を構成しなければならない。

②推進委員会は住民会議を通じて民主的に選出されたマウル推進委員長（以下“推進委員長”という）を置き、推進委員会の名称や構成、役割など細部事項は事業地区別に決める。

第 12 条（専門担当部署指定） 郡守は事業を体系的に推進するためにマウルづくり分野を総括できる専門担当部署（以下“専門担当部署”という）を指定したり設置したりすることができる。

第 13 条（行政支援協議会） 郡守は事業を担当する関連部署の円滑な業務推進のために必要な場合、洪城郡マウルづくり行政支援協議会（以下“協議会”という）を設置・運営することがで

きる。

第 14 条（専門担当者の支援） マウルづくりを推進するのにマウルの要請がある場合には専門担当者を支援することができるし、予算の範囲で必要な経費を支援することができる。

第 15 条（支援申請） ①第 9 条に該当するマウルづくり事業を推進しようと支援を受けようとするマウルは事業計画を樹立して事業申込書を管轄邑・面長を経由して郡守に申し込まなければならない。

②事業申請時には各事業別指針に従い事業申込書と事業計画書および候補地区住民の同意書などを付けなければならない。

第 16 条（事業地区対象選定） ①郡守はマウルづくり事業申込書に対し次の各号の審査基準により第 18 条の委員会の審議を経て支援対象事業地区を選定する。

1. 事業目的への符合の有無
2. 支援事業費産出基礎の適正性可否
3. 推進組織の適正性可否
4. その他マウルづくり活性化事業と連係性の有無

②郡守は第 1 項により選ばれた事業中優先順位により予算の範囲で事業費を支援する。

第 17 条（評価・褒賞） ①郡守は毎年事業を分析・評価しなければならず、評価の専門性と今後発展的代案を用意するため必要な場合には専門機関に事業の分析・評価を依頼することができる。

②郡守はマウルづくり活性化の寄与に顕著であると認められる住民・団体などに「洪城郡褒賞条例」により褒賞することができる。

第 3 章 マウルづくり政策委員会

第 18 条（設置および機能） ①郡守はマウルづくり政策樹立および決定など主な事項審議のために洪城郡マウルづくり政策委員会（以下“委員会”という）を置く。

②委員会は次の各号の事項に対し審議する。

1. マウルづくり基本計画承認に関する事項
2. マウルづくり事業指針など主な内容に関する事項
3. 第 16 条の事業地区対象地選定に関する事項
4. 事業地区の変更および取り消し、事業地区の間の調整に関する事項
5. 事業地区間および社会的経済、住民自治、農村観光などの領域との協力関係構築に関する事項
6. マウルづくり民間団体および支援センター支援に関する事項
7. 支援センターの委託に関する事項
8. その他委員長が会議に諮ったり委員過半数の要求により会議に諮ったりする事項

第 19 条（構成） ①委員会は委員長と副委員長各 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。

②委員長は副群守がなり副委員長は委員のうちで互選する。

③委員は当て職と委嘱職で構成して当て職委員は事業関連室課所長とし、郡守が必要だと認める場合、所属機関の公務員を委員として参加できるようにする。ただし、特定性別が委嘱職委員数の 10 分の 6 を超過しないようにしなければならない。

④委嘱職委員は次の各号に該当する人の中から郡守が委嘱する。

1. 郡議会が推薦する郡議会議員 1 人
2. 関連分野に対する学識と経験が豊富な専門家
3. 関連分野に対する経験と学識と徳望を備えた民間活動家および住民
4. 希望のマウル協議会で推薦したマウル推進委員長

⑤委員会の事務を処理するために幹事を置き、洪城郡親環境農政発展企画団専門委員を幹事にする。

第 20 条（任期） 当て職委員の任期はその職の上に在職する期間にして、委嘱職委員の任期は 2 年にするものの、再任することができる。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残った任期にする。

第 21 条（委員長の職務） ①委員長は委員会を代表して委員会の業務を総括する。

②副委員長は委員長を補佐して、委員長がやむをえない理由で職務を遂行することはできない場合にはその職務を代行する。

第 22 条（会議） ①委員会の会議は定期会議と臨時会議で区分して、定期会議は年 1 回以上開催して、臨時会議は次の各号のどれか一つに該当する場合に招集する。

1. 郡守の招集要求がある時
2. 在籍委員 3 分の 1 以上の招集要求がある場合
3. その他委員長が必要だと認める場合

②会議は在籍委員過半数の出席で会議を始めて、出席委員過半数の賛成で議決する。

第 23 条（委員の委嘱解除） 郡守は委員が次の各号のどれか一つに該当する時には任期満了以前でも委嘱を解除することができる。

1. 病気でもその他に理由で委員の任務を遂行しにくい場合
2. 委員自ら委嘱解除を望む場合
3. その他に委員の資格を維持すること困難な理由が発生した場合

第 24 条（委員の除斥・忌避・回避） ①委員は審議の工程のために自分と直接利害関係がある案件の審議には参加できない。

②委員は公正な審議を期待しにくい理由がある場合には関係人の忌避申請により審議から除外されることができる。

③委員は除斥または、忌避理由に該当する場合、自ら審議を回避することができる。

第 25 条（関係機関などの協力） 委員会は必要な場合、案件に関連する公務員および専門家を会議に出席するようにして意見を聴取したり必要な資料の提出を要請したりすることができる。

第 26 条（手当てなど） 会議に出席した委員および関係専門家などに対しは予算の範囲で「洪城郡各種委員会実費弁償条例」により手当ておよび旅費を支給できる。

第 4 章 支援センター設置および運営

第 27 条（設置） 郡守は持続可能なマウル共同体活性化事業の円滑で効率的な推進のために行政と民間を媒介してマウルづくりと関連領域の住民活動を支援する洪城郡マウルづくり支援センター（以下“支援センター”という）を設置・運営することができる。

第 28 条（機能） 支援センターは次の各号の機能を遂行する。

1. マウルづくり事業地区に対する日常的支援
2. マウルづくり事業地区に対する住民教育およびマウルコンサルティング
3. マウルづくり事業地区調査および統計情報収集と整理
4. マウルづくりの広報と疎通のための情報誌製作と配布
5. 国内外のマウルづくり訪問客対象の見学案内および研修
6. マウルづくり事業地区と関連民間団体の間のネットワーク構築
7. マウルづくりの調査および研究事業
8. その他行政が委託した事業およびマウルづくりに必要な諸般分野に対する支援事業

第 29 条（委託管理および運営） ①郡守は支援センターを効率的に管理・運営するために関連非営利法人や団体などに委託することができる。

②支援センターを委託されて運営する者（以下“受託機関”という）はマウルづくり分野の専門性を持って支援センターの効率的運営の責任を負えるように主事務所を郡に置かなければならない。

③郡守は支援センターの運営を委託する場合、委託期間は 3 年以内にする。

④受託者が再委託を希望する場合、委託契約期間が終わる 90 日前まで郡守に再委託申請しなければならず、郡守は受託者の管理能力および運営実績などを評価して洪城郡民間委託機関適格者審査委員会（以下“適格者審査委員会”という）の審議を経て 3 年を超過しない範囲で委託期間を更新することができる。

第 30 条（受託者の選定） ①第 29 条により受託機関を選定しようと思う時には能力あつて斬新な地域住民の多数が含まれた受託機関が参加できるように公開募集を原則にする。

②郡守は受託機関の財政能力、事業遂行能力などを総合的に考慮して「洪城郡事務の民間委託促進および管理条例」第 7 条により適格者審査委員会の審議を経て受託機関を選定する。

第 31 条（委託契約取り消しなど） 郡守は受託機関が次の各号のどれか一つに該当する場合には委託契約を取り消すことができる。

1. 受託機関が条例で定めた規定を違反した時
2. 受託機関が受託事務を遂行する能力がないと判断される時
3. 正当な理由なしで調査および検査に応じなかったり是正措置を履行しない時
4. その他に関係法令または、公益上委託運営をできない理由が発生した時

第 32 条（指導・監督） ①郡守は受託機関に対し委託事務の処理と関連して必要な事項を報告するようにしたり委託機関指導・監督に必要な書類および施設などを検査することができる。
②郡守は第 1 項にともなう検査結果が委託事務処理に違法または不当だと認められる時には是正を命じるなど措置ができる。

第 5 章 支援の取り消しなど

第 33 条（支援の取り消しおよび支援金の回収など） 郡守は各種補助金を受けた者が次の各号のどれか一つに該当する時には支援を取り消さなければならず、支援された金額の全部または、一部を回収しなければならない。ただし、天災地変など避けられない理由が認められる場合は例外にする。

1. 事業費を支援目的以外の用途で使った場合
2. 正当な理由なしで 3 ヶ月以内に事業を着手しない場合
3. 虚偽または、その他に不正な方法で事業費を支援された事実が発見された場合
4. 郡守の承認なしに支援対象事業の一部または、全部を中止したり縮小した場合
5. その他郡守が支援事業の目的達成が難しいと認める場合

第 34 条（他の法令との関係） マウルづくりを推進するということにおいて他の法令や条例に特別な規定がある場合を除いてはこの条例に従わなければならない。

第 35 条（準用） この条例に規定されない事項に対しては「洪城郡地方補助金管理条例」、「洪城郡事務の民間委託促進および管理条例」などを準用する。

第 36 条（施行規則） が条例施行に必要な細部事項は規則に決める。

附属規定（条例第 2280 号）

この条例は公布した日から施行する。

城北区マウルづくり支援条例

制定 2011-10-21 条例第 867 号

改訂 2013-09-26 条例第 964 号（城北区行政機構設置条例一部改訂条例）

全部改訂 2013-11-07 条例第 969 号

改訂 2015-02-27 条例第 1024 号

改正 2015-11-05 条例第 1081 号
改正 2016-03-01 条例第 1103 号（城北区行政機構設置条例）

第 1 章 総則

第 1 条（目的） この条例はソウル特別市城北区住民の住民自治の実現と地域共同体形成をはかるためのマウルづくり事業の支援に必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条（定義） この条例で使う用語の定義は次の各号のとおり。

1. “マウル”と言うのは日常的な生活環境を一緒にする空間的概念と環境・文化などを共有する社会的概念を総称する。
2. “マウルづくり”と言うのはマウルに住んでいる住民自らがマウル環境の物理的な改善だけではなく、住民間の関係と活動を創造することをすべて包括することで、生活環境の問題を住民と一緒に解決して住民共同体を回復する一連の活動を意味する。
3. “マウルづくり事業”と言うのは住民自らマウルづくりを奨励するために推進される事業で住民組織発掘、住民力量強化、住民活動支援などの活動をすべて含む。
4. “マウルづくり住民協議体”（以下“住民協議体”と言う）と言うのはソウル特別市城北区（以下“区”と言う）内の住民自治委員会及び非営利団体などを含んだマウルづくり事業を施行する自発的な住民組織を言う。

第 3 条（基本原則） マウルづくりは次の各項の基本原則によって推進されなければならない。

1. マウルづくりは住民間の緊密な関係形成を通じる住民共同体回復を志向する。
2. マウルづくりはマウルの歴史性・アイデンティティを保存してマウルの個性と文化の多様性を尊重して推進する。
3. マウルづくりは住民の参加を基盤として住民が主導する。
4. マウルづくりは住民と行政機関の相互信頼と協力を通じて推進する。

第 4 条（住民の権利と責務） 住民は誰もマウルづくり事業を推進する権利を持ち参加する住民は次の各項の事項のために最善の努力をつくす。

1. 住民はマウルづくりを推進する一員として責任と役目を認識して、マウルの共益をはかる活動を志向する。
2. 住民は事業の計画から終了まですべての過程に積極的に参加して事業をまじめに推進する。

第 5 条（区長の責務） ソウル特別市城北区庁長（以下“区長”という）は住民主導のマウルづくり事業が持続的で体系的に推進されるように奨励して、住民のマウルづくり活動に必要な事項を積極的に支援する。

第 2 章 マウルづくり事業

第 6 条（基本計画） ① 区長はマウルづくり事業を支援するために城北区マウルづくり基本計

画（以下“基本計画”という）を5年単位で樹立しなければならない。（改正 2015.11.5）

② 基本計画には次の各項の事項が含まれなければならない。（改正 2015.11.5）

1. 区のマウルづくりの中で・長期構想と基本方向
2. マウルづくりの効率的推進方案及び支援体系
3. マウルづくり運営委員会委員会など民・官協力体系構成・運営（改正 2015.11.5）
4. マウルづくり支援センター設置・運営
5. 住民組織の発掘，住民力量強化，住民活動支援方案
6. その他区長が必要だと認める事項

③ 区長は基本計画樹立時地域住民の意見を積極的に取り集めて専門家の諮問過程を経るとか，専門機関に依頼して樹立することができる。

第7条（施行計画） ① 区長は基本計画によって毎年マウルづくり施行計画（以下“施行計画”という）を樹立・施行しなければならない。

② 施行計画にはマウルづくり支援に関する次の各項の事項が含まれなければならない。

1. 推進方向及び主要事業計画
2. マウルづくり事業に対する行政・財政的支援
3. その他マウルづくり支援に必要だと認められる事項

③ 区長は施行計画を樹立・施行する時には基本計画及び区の主要政策と連携されるようにしなければならない。

第8条（マウルづくり行政協議会） 区長はマウルづくり事業を担当する関連部署の円滑な業務推進のために必要な場合マウルづくり行政協議会（以下“行政協議会”と言う）を設置・運営することができる。

第9条（予算の反映及び支援） ① 区長はマウルづくりの円滑なサポートなどのために必要な事業費とマウルづくり支援センター運営に必要な経費を予算に反映しなければならない。

② 区長は住民協議体が主導する次の各項のマウルづくり事業に対して予算の範囲で支援することができる。

1. 住居環境及び公共施設改善事業
2. マウル環境保全及び改善事業
3. マウル資源を活用した働き口創出及び福祉増進事業
4. 住民共同体活性化及び住民参加増進事業
5. マウルづくりと関わる団体・機関支援
6. マウルづくりと関わる教育・研究・の調査事業
7. その他マウルづくりに相応しいと認められる事業

③ 第2項の規定にもかかわらず事業が特定政党または選出職候補を支持するとか特定宗教の教理伝播を目的にする場合には支援しない。

第10条（支援申し込みなど） ① 住民協議体が事業を推進するのに必要な支援を得ようとする場合には事業計画を樹立して区長に書面で支援申し込みをしなければならない。

- ② 区長は第1項の事業計画検討のために必要な場合には書類補完などを要請することができる。
- ③ 区長はマウルづくり事業を公募することができる。

第11条（事業の調整及び選定） 区長はマウルづくり事業の支援申し込みを受けた時には基本計画及び区の中長期計画と連携されるように調整して事業の必要性と妥当性などを検討して支援可否と支援金額などを決めなければならない。

- 第12条（事業の点検及び報告など） ① 区長はマウルづくり事業の支援をもらった住民協議体の事業進捗事項に対して点検することができ、必要な報告を要求することができる。
- ② 住民協議体は支援事業終了の後該当事業の推進実績、事業費精算内訳、自体評価内容及びその他区長の決める事項が含まれた報告書を区長に提出しなければならない。

- 第13条（事業評価及び褒賞） ① 区長は毎年マウルづくり事業発表会などを通じてマウルづくり事業を評価・診断してマウルづくり事業活性化に寄与した住民または民間団体などに対して褒賞することができる。
- ② 事業診断及び評価の専門性と今後の前向きの方案を講ずるために必要な場合には専門機関に依頼して遂行することができる。

第14条（事業費の還収） 区長は次各項のどれ一つにあたると認められる時には事業費の返還を命ずることができる。

- 1. 事業費を目的外に使うとか支援条件を違反した時
- 2. 事業費を受領して正当な事由なしに3ヶ月以内に事業を取り掛からない時
- 3. 虚偽または不正な方法で事業費を支援してもらった時
- 4. 法令または条例で決めた事項を違反するとか虚偽報告をした時

第15条（形成財産の使用） 事業に対する財政支援によって形成された財産を他の用途で使おうとする場合や譲り渡し・交換・貸し下げなどをしようとする時は前もって区長の承認を得なければならない。また、市と区の共同財政支援によって形成された財産は前もって区長と市長の承認を得なければならない。

第3章 マウルづくり運営委員会

- 第16条（設置及び機能） ① 区長はマウルづくり政策及び主要事業を審議して発展方向を諮問するために城北区マウルづくり運営委員会（以下“委員会”と言う）を置く。
- ② 委員会はマウルづくりに関する次の各項の事項を審議する。
- 1. マウルづくり基本計画及び施行計画樹立に関する事項
 - 2. 住民と住民協議体が提案したマウルづくり事業に関する事項（改正 2015.11.5）
 - 3. 城北区マウルづくり支援センター設置・委託（再契約を含む）に関する事項（改正 2015.2.27, 2015.11.5）

4. 支援センターの年度別事業計画樹立に関する事項
5. その他区のマウルづくり事業に必要だと認められる事項

第 17 条（構成） ① 委員会は共同委員長 2 人と副委員長 1 人を含んで 12 名以上 15 人以下の委員で構成する。

② 共同委員長はマウル再生企画団長と委嘱職委員中で選出する 1 人になり、副委員長は委員の中で互選する。(改正 2015.2.27, 2016.3.1.)

③ 委員は当て職と委嘱職で構成して、当て職委員は自治行政・文化体育・住宅・住居整備・マウルづくり・社会的経済分野関連部署長中 5 人以内とする。(改訂 2015.2.27)

④ 委嘱職委員は次の各号にあたる者の中から区長が委嘱する。

1. 城北区議会で推薦する区議会議員 2 人(改正 2015.11.5)
2. 住民、市民団体、学界、専門家の中でマウルづくりに対する学識と経験が豊かな人

⑤ 委員会の事務を処理するために幹事を置き、幹事はマウルづくり業務担当主事になる。

第 18 条（任期） ① 委嘱職委員の任期は 2 年とするが、1 回に限って連任することができる。ただ、委員欠員によって新たに委嘱する委員の任期は専任委員任期の残った期間にする。

② 当て職委員の任期はその職位に在職する期間にする。

第 19 条（委員長の職務など） ① 委員長は委員会を代表して委員会の業務を統べる。

② 副委員長は委員長を補佐して、委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができない場合その職務を代行する。

第 20 条（解職） ① 区長は委嘱職委員が次の各項のどの一つの事由が発生した場合には任期満了の前でも該当の委員を解職することができる。

1. 疾病やその外の事由で職務を遂行しにくい時
2. 委員が品位損傷、長期不参などの事由で委員の職務を遂行するのに不相当だと判断される時
3. その他社会通念上解職になるに値する事由が発生する時

第 21 条（会議など） ① 委員会の会議は次の各項のどれか一つにあたる場合に開催する。

1. 区長及び委員長が会議開催を必要だと認める場合
2. 在籍委員 3 名の 1 以上が会議開催を要求した場合

② 委員会の会議は在籍委員過半数の出席で気に止めて、出席委員過半数の賛成に議決する。

第 22 条（関係部署の協助） 委員会は必要な場合案件に係わる公務員・専門家・住民を会議に出席するようにして意見を聞き取りするとか必要な資料の提出を要求することができる。

第 23 条（議事録） 委員会の幹事は議事録を作成して備えなければならない。

第 24 条（手当てなど） 委員会に出席した公務員ではない委員及び関係専門家・住民などに対し

ては予算の範囲で手当と旅費、その他に必要な経費を支給することができる。

第4章 マウルづくり支援センターなど

第25条（支援センターの設置） 区長はマウルづくり事業の円滑で持続的な推進のために城北区マウルづくり支援センター（以下“支援センター”と言う）を設置することができる。

第26条（支援センターの機能） 支援センターは次の各項の機能を遂行する。

1. 支援センター事業計画の樹立及び施行
2. マウルづくり基礎調査、事業分析・評価・研究・報告
3. マウルづくり推進主体の事業計画樹立・実行支援
4. マウルづくり住民組織発掘・支援、民間団体のネットワーク事業支援
5. マウルづくり教育、研修、博覧会、セミナー、事例現場見学支援
6. マウルづくり専門家派遣、活動空間の確保など活動支援
7. マウルづくり関連広報・伝播
8. その他区長がマウルづくり事業に必要なだと認める事項

第27条（委託管理および運営） ① 区長は関連法人や団体などに支援センターの管理・運営を委託する場合、その必要な手続きおよび方法など必要な事項は「城北区事務の民間委託に関する条例」を準用する。（改正 2015.11.5）

② 第1項による委託期間は3年にして、区長が必要と認める場合には委員会の審議を経て再契約できる。

③ 受託機関は年度別事業計画を樹立して委員会の審議を経て区長の承認を得なければならない。

④ 区長は予算の範囲で支援センターの運営に必要な経費と事業費などを支援することができる。

⑤ 区長は支援センターの効率的運営のために必要だと認める場合には「地方公務員法」第30条の4によって所属公務員を派遣することができる。

⑥ この条例により支援する事業費の交付方法および執行、精算など必要な事項は「城北区地方補助金管理条例」の規定を準用する。（新設 2015.11.5）

第28条（指導監督） ① 区長は受託機関に対して委託事務の処理と係わって必要な事項を報告するようにするとか委託事務指導・監督に必要な書類及び施設などを検査することができる。

② 区長は第1項の検査結果委託事務処理が違法または不当だと認められる時には必要な措置ができる。

③ 第2項によって措置する場合には文書で受託機関に知らせて前もって意見陳述機会を与なければならない。

第29条（委託契約の解除） ① 区長は受託機関が次の各項のどれ一つにあたる場合には契約を解除または解約することができる。

1. 受託機関が法令やこの条例を違反する場合

2. 受託機関が委託契約を違反した場合

② 区長が第 1 項によって委託を解除または解約しようとする場合には前もって受託機関に意見陳述の機会を与えなければならない。

③ 第 1 項によって委託が取り消しされる時には受託機関は遺漏なく委託受けた施設・装備及び蓄積された知的財産などを返らなければならない。

第 30 条（他の法令などとの関係） マウルづくりを推進するにおいて他の法令や条例に特別な規定があることを除きこの条例が決めるところによる。

第 31 条（施行規則） この条例施行に関して必要な事項は規則で決める。

付則この条例は公布した日から施行する。

付則 （2015.2.27 条例第 1024 号） この条例は公布した日から施行する。

付則 （2015.11.5 条例第 1066 号） この条例は公布した日から施行する。

付則 （2016.3.1 条例第 1103 号）（城北区行政機構設置条例全部改正）

第 1 条（施行日） この条例は公布した日から施行する。

第 2 条（他の条例の改正） ①～⑳省略

㉑ 城北区マウルづくり支援条例一部を次の通り改正する。

第 17 条第 2 項のうち“副区長”を“マウル再生企画団長”とする。

城北区社会的価値実現への社会的経済基本条例（一部抜粋）

制定 2014-12-26 条例第 1021 号

改正 2015-11-05 条例第 1081 号

改正 2016-03-01 条例第 1103 号 城北区行政機構設置条例)

管理責任者 所管部署 マウル社会的経済課 担当者 連絡先 02-2241-3892

第 4 章 統合支援体系構築

第 22 条（統合支援体系構築） ① 区長は地域共同体活性化と各分野別協力と連帯による上昇効果創出のために必要だと認める場合には社会的経済、マウルづくりなど中間支援組織を統合する支援センターを設置・運営することができる。

② 統合支援センターは社会的経済関連個別法令および条例などによって設置される組織が互いに協力して連帯する連合体または、機能的に統合された単一組織としての性格を持って、次の各号の機能を遂行する。

1. 個別法令または、条例などによって設置された中間支援組織 2 個以上が関連する業務また

は、政策の協議および調整

2. 協力と連帯によって上昇効果が期待される事業発掘および施行
3. 社会的経済活性化のための支援制および政策研究開発
4. 社会的経済企業間の協力支援および業種、地域および広域単位ネットワーク構築・運営支援
5. 社会的経済企業コンサルティング・モデル発掘・事業化支援およびモニタリング・評価
6. 社会的経済活性化のための広報および教育、市場造成など支援
7. その他に社会的経済活性化および生態系造成に必要な事項

- 第23条（管理・運営委託） ① 区長は統合支援センターを効率的に管理・運営するためにその業務の全部または、一部を社会的経済関連法人や団体などに委託して運営することができる。
- ② 区長は必要だと認める場合には統合支援センターを構成する社会的企業、マウル企業、協同組合、公正貿易など社会的経済部門別特性を勘案して個別条例で決めるところによりその事務の全部または、一部を部門別関連専門機関や団体などに委託することができる。
- ③ 区長は統合支援センター管理および運営に必要な経費を予算の範囲の中で支援することができる。
- ④ 第1項により統合支援センターの運営を委託する場合、この条例で決めない事項は「城北区事務の民間委託に関する条例」を従う。

大邱広域市マウル共同体支援などに関する条例

（制定）2013-11-11 条例制 4526号

第1章 総則

第1条（目的） この条例はマウル共同体形成を通して暮らしやすいマウル環境造成と住民の生の質向上のために住民が主導するマウル共同体づくりを支援するのに必要な事項を規定することを目的にする。

第2条（定義） この条例で使う用語の意味は次の各号のとおり。

1. “マウル”と言うのは住民が日常生活を営みながら経済・文化・環境などを共有する空間的・社会的範囲を言う。
2. “マウル共同体”と言うのは住民個人の自由と権利が尊重されて相互対等な関係の中でマウルに関する事を住民が決めて推進する住民自治共同体を言う。
3. “マウル共同体づくり”と言うのはマウル住民が主体になってマウルの特性をいかしながら地域資源などを活用して住民自ら創造して発展するマウルをつくって地域共同体を活性化して長続き可能な生を営むことを言う。

第3条（基本原則） マウル共同体づくりは次の各項の基本原則によって推進しなければならない。

1. マウル共同体づくりは住民間の緊密な関係形成を通じる住民共同体回復を志向する。
2. マウル共同体づくりは住民の参加を基盤で住民が主導する。
3. マウル共同体づくりは住民及びマウルの個性と文化の多様性を尊重する。
4. マウル共同体づくりは住民と行政機関の相互信頼と協力を通じて推進する。

第 4 条（住民の権利と責務） 住民は誰もマウル共同体事業を推進する権利を持って、自らの責任と役目を認識してマウル共同体事業に積極的に参加しなければならない。

第 5 条（市長の責務） 大邱広域市長（以下“市長”という）は住民のマウル共同体事業を積極支援しなければならずマウル共同体活性化政策を持続的に推進しなければならない。

第 2 章 マウル共同体づくり事業

第 6 条（基本計画） ① 市長はマウル共同体づくり事業を支援するためにマウル共同体づくり基本計画（以下“基本計画”という）を 5 年単位で樹立しなければならない。

② 基本計画には次の各項の事項が含まなければならない。

1. マウル共同体づくり政策方向
2. マウル共同体づくり支援センター設置・運営
3. マウル共同体づくり行政支援協議会構成・運営
4. マウル共同体づくり委員会など民・管協力体系構成・運営
5. マウル共同体づくり事業の効率的推進方案及び支援体系
6. その他マウル共同体づくり支援に必要な事項

③ 市長は基本計画樹立の時住民の意見を積極的に取り集めなければならない。

第 7 条（年度別施行計画） ① 市長は基本計画によって毎年マウル共同体づくり年度別施行計画（以下“施行計画”という）を樹立・施行しなければならない。

② 施行計画にはマウル共同体づくり支援に関する次の各項の事項が含まなければならない。

1. 推進方向及び主要事業計画
2. マウル共同体づくり事業に対する行政・財政的支援,
3. その他マウル共同体支援に必要だと認められる事項

③ 市長は施行計画を樹立・施行する時には基本計画及び大邱広域市（以下“市”と言う）の主要政策と連携されるようにしなければならない。

第 8 条（マウル共同体づくり専担部の指定及び役目） ① 市長はマウル共同体づくり事業を体系的に推進するためにマウルづくり分野を統べることができる専担部署（以下“専担部署”と言う）を指定することができる。

② 専担部署は市管内のマウル共同体づくり事業（以下“事業”という）が相互連携されることができるように必要な措置を取ることができる。

第 9 条（マウル共同体づくり行政支援協議会設置・運営） 市長は専担部署を中心に各種事業を

担当する関連部署がよく協調するようにしなければならずこのためにマウル共同体づくり行政支援協議会を設置・運営することができる。

- 第10条（マウル共同体づくりマウル別住民協議会構成・運営） ① 事業を推進しようとするマウルは自主的に事業を専担することができる住民協議会を構成・運営しなければならない。
- ② 住民協議会は住民会議を通じて民主的に選出された協議会長を置く。
 - ③ 住民協議会は名称や構成、役目など詳細事項は事業マウル別に決める。
 - ④ 住民協議会は住民意見を反映したマウル総合発展計画を樹立して区長・郡守に提出しなければならないし、市長は基本計画に反映するように努力する。

第11条（マウル共同体事業） ① 市長は次の各項のどれか一つにあたるマウル共同体づくり事業に対して行政的支援ができ、予算の範囲で事業費を支援することができる。

- 1. マウル共同体形成及び活性化事業
 - 2. マウルの福祉増進及びマウル環境改善、マウル空間造成事業
 - 3. マウル企業、社会的企業、協同組合などのマウル共同体育成・支援事業
 - 4. マウルの文化芸術及び歴史保存など特性化事業
 - 5. マウル資源を活用した働き口創出及び所得増大事業
 - 6. マウル共同体と係わる教育、コンサルティングなど住民力量強化事業
 - 7. マウル共同体資源発掘と係わる教育、研究、調査
 - 8. その他マウル共同体に相応しいと認められる事業
- ② 第1項にもかかわらず事業が次の各項のどれか一つにあたる場合には支援しない。
- 1. 親睦を目的にする場合
 - 2. 特定政党または選出職候補を支持するとか特定宗教の教理伝播を目的にする場合

第12条（支援申し込みなど） ① マウル共同体づくりの主体が事業を推進するのに必要な支援を得ようとする場合には事業計画を樹立して区長・郡守に書面で支援申し込みをしなければならない。区長・郡守は事業申し込みを受けた場合市長に提出しなければならない。

② 市長は支援申し込みを受けた時には事業の必要性和妥当性などを検討して支援可否と支援金額などを決めなければならない。

第13条（評価・褒賞） ① 市長は毎年事業を分析・評価しなければならない。評価の専門性と今後発展的代案を講ずるために必要な場合には専門機関に事業の分析・評価を依頼することができる。

② 市長はマウル共同体育成に寄与した住民または民間団体などに対して褒賞することができる。

第14条（事業費の還収） 市長は次の各項のどれか一つにあたると認められる時には事業費の返還を命ずることができる。

- 1. 事業費を目的外に使うとか支援条件を違反した時
- 2. 法令または条例を違反した時

3. 虚偽または不正な方法で事業費を支援受けた時
4. 正当な事由なしに 6 ヶ月以上事業が引き延びになった時
5. この条例で決めた事項を違反するとか虚偽報告をした時

第 15 条（形成財産の使用） 事業に対する財政支援によって形成された財産に他の用途で使おうとする場合や売買・譲り渡し・交換・貸し下げなどをしようとする時には前もって市長の承認を得なければならない。

第 16 条（準用） この条例によって支給される事業費の交付方法及び執行などに関しては「大邱広域市補助金管理条例」の規定を準用する。

第 3 章 大邱広域市マウル共同体づくり委員会

第 17 条（設置及び機能） ① マウル共同体づくり政策及び事業を審議して発展方向を諮問するために大邱広域市マウル共同体づくり委員会（以下“委員会”と言う）を置く。

② 委員会はマウル共同体に関する次の各項の事項を審議する。

1. マウル共同体づくりの基本計画及び施行計画樹立・変更に関する事項
2. マウル共同体づくり関連事業の支援対象と範囲
3. マウル共同体づくり事業の分析・評価
4. マウル共同体づくり支援センターの支援及び運営に関する事項
5. その他委員会でマウル共同体づくり事業に必要と認められる事項

第 18 条（構成） ① 委員会は委員長と副委員長各 1 人を含んで 20 人以内の委員で構成する。

② 委員長は行政副市長とし副委員長は委嘱職委員の中で互選する。

③ 委員は当て職と委嘱職で構成して、当て職委員はマウル共同体づくり関連部署担当局長とし、委嘱職委員は次の各号にあたる人の中から市長が委嘱する。

1. 大邱広域市議会議長が推薦する市議会議員 2 人
2. 住民代表、専門家及びマウル共同体づくり事業に対して経験と識見を取り揃えた人

④ 委員会事務処理のために幹事を置き、幹事はマウル共同体づくり専担部署長となる。

第 19 条（任期） 委嘱職委員の任期は 2 年とし、一度だけ連任できる。

ただ、補欠委員の任期は前任者の残った期間とする。

第 20 条（委員長の職務など） ① 委員長は委員会を代表して委員会の事務を統括する。

② 副委員長は委員長を補佐して、委員長がやむを得ない事由でその職務を遂行することができない場合その職務を代行する。

第 21 条（委員の解職） 市長は次の各項のどれか一つにあたる場合には委員の委嘱を任期前でも解除することができる。

1. 疾病やその外の事由で職務を遂行しにくい場合

2. 委員自ら辞退を希望する場合
3. その他解職するに値する特別な事由が発生する場合

第22条（会議など） ① 委員会の会議は定期会議と臨時会議とに区分して、定期会議は年間1回開催し、臨時会議は次の各項のどれか一つにあたる場合に召集する。

1. 市長の召集要求がある時
2. 在籍委員1/3以上の召集要求がある時
3. その他委員長が必要だと認める時

② 会議は在籍委員過半数の出席で開会し、出席委員過半数の賛成に議決する。

第23条（関係部署の協助） 委員会が必要な場合案件に係わる公務員及び専門家を会議に出席するようにして意見を聞き取りするとか必要な資料の提出を要請することができる。

第24条（手当など） 市所属公務員ではない委員に対しては予算の範囲で「大邱広域市各種委員会構成及び運営条例」によって手当と旅費を支給することができる。

第4章 大邱広域市マウル共同体づくり支援センターなど

第25条（支援センターの設置） 市長はマウル共同体づくり事業を体系的に推進するために支援センターを設置することができる。

第26条（支援センターの機能） 支援センターは次の各項の機能を遂行する。

1. 支援センター事業計画の樹立及び施行
2. マウル共同体づくり事業の基礎調査、事業分析・評価・研究
3. 住民主導のマウル総合発展計画樹立に関する支援
4. マウル共同体づくり事業計画の樹立・実行支援
5. マウル共同体づくり民間団体のネットワーク事業
6. マウル共同体関連教育・広報・諮問・研修・博覧会・セミナー・事例現場国内外見学支援
7. マウル共同体資源調査・管理
8. その他マウル共同体づくり支援に必要と認められる事項

第27条（管理及び運営） ① 市長は支援センターを効率的に運営するために関連法人や団体などに委託することができる。

② 第1項による委託期間は3年とし、必要だと認める場合には委員会の審議を経て再契約することができる。

③ 受託機関は年度別事業計画を樹立して委員会の審議を経て市長の承認を得なければならない。

④ 市長は予算の範囲で支援センターの運営に必要な経費と事業費等を支援することができる。

⑤ 市長は支援センターの効率的運営のために必要と認める場合には「地方公務員法」第30条の4によって所属公務員を派遣することができる。

⑥ 支援センターの管理・運営を委託するのに必要な手続き及び方法など必要な事項は「大邱広域市事務の民間委託促進及び管理条例」を準用する。

第 28 条（指導監督） ① 市長は受託機関に対して委託事務の処理と係わって必要な事項を報告するようにするとか委託事務指導・監督に必要な書類及び施設などを検査することができる。

② 市長は第 1 項の検査結果委託事務処理が違法または不当と認められる時にはその処分を取り消すとか停止させることができる。

③ 第 2 項によって措置する場合には文書で受託機関に知らせて前もって意見陳述の機会を与えなければならない。

第 29 条（委託契約の取り消しなど） ① 市長は次の各項のどれか一つにあたる場合には委託契約を取り消すことができる。

1. 受託機関が法令や条例を違反する時

2. 受託機関が委託契約を違反した時

② 市長が第 1 項によって委託契約を取り消そうとする場合には前もって受託機関に意見陳述の機会を与えなければならない。

③ 第 1 項によって委託契約が取り消された時には受託機関は遅滞なく委託受けた施設及び蓄積された知的財産等を返らなければならない。

第 30 条（他の法令などとの関係） マウル共同体づくり事業を推進するにおいて他の法令や条例に特別な規定があることを除きこの条例が決めるところによる。

第 31 条（施行規則） この条例施行に関して必要な事項は規則で決める。

付則

この条例は公布した日から施行する。

寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例

[施行 2015.01.01.]

(制定) 2013.12.30 条例第 971 号

(一部改正)

2014.03.20 条例第 973 号「寿城区事務の民間委託に関する条例」

(一部改正)

2014.12.30 条例第 1002 号寿城区地方補助金管理条例

管理責任部署：都市デザイン課

連絡所：053-666-3271

第 1 条（目的） この条例は都市再生活活性化および支援に関する特別法（以下“法”という）第 11 条（都市再生支援センターの設置）の規定に基づいて寿城区共に幸せな都市再生支援セン

ターの設置・運営および支援に関する必要な事項を規定することによって都市の自然発生的成長基盤を拡充して都市の競争力を向上して共同体を回復するなど区民の人生の質向上に尽くすことを目的とする。

第2条（定義） この条例で使う用語の意味は次のとおり。

1. “都市再生”というのは人口の減少、産業構造の変化、都市の無分別な拡張、住居環境の老朽化などで衰退する都市を地域力量の強化、新しい機能の導入・創出および地域資源の活用を通じて経済的・社会的・物理的・環境的に活性化させることをいう。
2. “都市再生戦略計画”というのは戦略計画樹立権者が国家都市再生機本方針を考慮して都市全体または、一部地域、必要な場合、二以上の都市に対し都市再生と関連した各種計画、事業、プログラム、類型・無形の地域資産などを調査・発掘して、都市再生活活性化地域を指定するなど都市再生推進戦略を樹立するための計画をいう。
3. “都市再生活活性化計画”というのは都市再生戦略計画に符合するように都市再生活活性化地域に対し国家、地方自治体、公共機関および地域住民などが地域発展と都市再生のために推進する多様な都市再生事業を連係して総合的に樹立する実行計画をいって、主要目的および性格により次の各目の類型で区分する。
 - カ. 都市経済基盤型活性化計画：産業団地、港湾、空港、鉄道、一般国道、河川など国家の核心的な機能を担当する道市・郡計画施設の整備および開発と連係して都市に新しい機能を付与して雇用基盤を創り出すための都市再生活活性化計画
 - ナ. 近隣再生型活性化計画：生活圏単位的生活環境改善、基礎生活インフラ拡充、共同体活性化、路地経済興しなどのための都市再生活活性化計画
4. “都市再生事業”というのは都市再生活活性化地域で都市再生活活性化計画により施行する次に各項の事業をいう。
 - カ. 国家次元で地域発展および都市再生のために推進する一連の事業
 - ナ. 地方自治体が地域発展および都市再生のために推進する一連の事業
 - ダ. 住民提案により該当地域の物理的・社会的・内的資源を活用することによって共同体を活性化する事業
 - ラ. 都市および住居環境整備法」にともなう整備事業および「都市再整備促進のための特別法」にともなう再整備促進事業
 - マ. 「都市開発法」にともなう都市開発事業および「駅中心圏の開発および利用に関する法律」にともなう駅中心圏開発事業
 - バ. 「産業位置づけおよび開発に関する法律」にともなう産業団地開発事業および産業団地再生事業
 - サ. 「伝統市場および商店街育成のための特別法」にともなう商圈活性化事業および市場整備事業
 - ア. 「国土の計画および利用に関する法律」にともなう道市・郡計画施設事業および示範都市（モデル地区および試験団地を含む）指定にともなう事業
 - デア. 「景観法」にともなう景観事業
 - チャ. その他都市再生に必要な事業として法第2条（定義）7項の大統領令に決める事業

第 3 条（支援センターの設置） 寿城区の近隣再生型活性化計画の樹立とそれにもなう都市再生事業の総括・調整・管理・支援など業務と関連した事項を円滑に遂行するために寿城区共に幸せな都市再生支援センター（以下“共幸センター”という）を設置することができる。

第 4 条（機能） 共幸センターは次の各号の機能を遂行する。

1. 都市再生戦略計画および都市再生活活性化計画樹立と関連事業の推進支援
2. 都市再生活活性化地域住民の意見調整のために必要な事項
3. 現場専門家育成のための教育プログラムの運営
4. マウル企業・社会的企業の創業および運営支援
5. 住民参加および共同体活性化支援
6. 協同組合設立のための運営支援
7. 都市再生事業と関連した分析・評価・研究・報告
8. 都市再生新規事業地発掘
9. 都市再生資源調査管理
10. 住民力量強化事業プログラム運営
11. コミュニティセンター運営支援
12. その他区庁長が都市再生活活性化に必要なだと認める事項

第 5 条（委託管理および運営）

- ①区庁長は共幸センターを効率的に運営するために都市再生と関連がある法人や団体などにその運営を委託することができる。
- ②第 1 項にもなう委託管理期間は 2 年以内とし区庁長が必要と認める場合には期間を延長することができる。
- ③受託者選定手続き、方法、委託管理期間などその他委託管理および運営に必要な事項は「寿城区事務の民間委託に関する条例」を準用する。（改正 2014.3.20. 条例第 973 号）
- ④区庁長は共幸センター管理および運営上必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。
- ⑤支援方法、事業費精算、実績報告など必要な事項は「寿城区地方補助金管理条例」を準用する。（改正 2014.12.30. 条例第 1002 号）

第 6 条（指導・監督）

- ①区庁長は受託機関に対し委託事務の処理と関連して必要な事項を報告したり委託事務指導・監督に必要な書類および施設などを検査することができる。
- ②区庁長は第 1 項の検査結果委託事務処理が違法または不当だと認められる時には必要な措置ができる。
- ③第 2 項により措置する場合には文書で受託機関に通知して事前に開陳の機会を与えなければならない。

第 7 条（人材採用） 受託機関は支援センター業務を効果的に遂行するために都市再生関連専門人材または、経歴者を採用しなければならない。

第8条（共幸センター運営の成果分析） 受託機関は共幸センターの全般的な運営状況を定期的に分析・報告してその結果により必要な対策を講じなければならない。

第9条（委託契約の解除など）

①区庁長は受託者が次の各号のどれか一つに該当する場合には契約を解除または、解約することができ、この場合には事前に受託機関に開陳の機会を与えなければならない。

1. 受託者が法令でもこの条例を違反した場合
2. 受託者が委託契約に違反した場合

②第1項の規定に基づいて委託が解除または、解約される場合、受託機関は直ちに委託された施設および蓄積された知的財産などを返却しなければならない。

第10条（他の法令などとの関係）都市再生事業を推進するということにあって他の法令や条例に特別な規定があるのを除いてはこの条例が決めることに従う。

第11条（施行規則）その他にこの条例の施行に必要な事項は規則に決める。

付則

この条例は公布した日から施行する。

付則（改正 2014.3.20. 条例第 973 号）

第1条（施行日）この条例は公布した日から施行する。

第2条（他の条例の改正）①から③まで省略

④「寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例」一部を次の通り改正する。

第5条第3項のうち“寿城区事務の民間委託促進および管理条例”を“寿城区事務の民間委託に関する条例”とする。

⑤から⑭まで省略

付則〈改正 2014.12.30. 条例第 1002 号〉

第1条（施行日）この条例は 2015 年 1 月 1 日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条（他の条例の改正）①から⑧まで省略

⑨寿城区共に幸せな都市再生支援センターの設置・運営および支援条例一部を次の通り改正する。

第5条第5項のうち“寿城区補助金管理条例”を“寿城区地方補助金管理条例”とする。

⑩から⑪まで省略